

令和6年 第2回洞爺湖町農業委員会会議録

令和6年 第2回洞爺湖町農業委員会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年2月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和6年2月26日 午後1時45分 令和6年2月26日 午後3時00分			議長 青山 晴重 議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 7名 欠席 3名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	×	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	×			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	○			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	×			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	6 番	星 博明		7 番	村上 正弘	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R6.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和6年第2回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は7名でございます。 本日の欠席委員は、1番 毛利政則委員、2番 澤田英雄委員 8番 西岡正雄委員の3名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、6番の星博明委員及び、7番の村上正弘委員にお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議長 議長	次に、日程第3 議事に入ります。 議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。 事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R6.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります田中恭一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	4 番委員	譲渡人について、地域への説明等が不足しているのではとの印象は正直あった部分がある。しかし、譲受人に関しては総会前に事前に説明を受け、その点は問題ないと思う。双方で調整しながら今後の経営を行うと思うので問題はないと回答します。
	事務局長	補足の説明ではございますが、農地法 3 条の許可申請については、譲渡人及び譲受人の利用調整を地域に諮る必要性は生じません。農地利用集積計画については、各地区の利用調整が必須となりますが、その点は勘違いされないように、ご理解頂ければと思います。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 1 番を可と決定いたします。
議案 2 号	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を議題といたします。 事務局長より説明願います。

議 事 の 経 過 (R6.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号		(議案朗読により、説明)
	事務局長	以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります星博明委員にお伺ひします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	6 番委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を可と決定してよろしいでしょうか。
議案 2 号	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 2 番を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 3 番を議題といたします。 事務局長より説明願ひます。
		(議案朗読により、説明)
	事務局長	以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります星博明委員にお伺ひします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	6 番委員	問題がありません。

議 事 の 経 過 (R6.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 3 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 3 番を可と決定いたします。
議案 2 号	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 4 番を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります星博明委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	6 番委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 4 番を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内 4 番を可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R6.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	議長	次に議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
		(議案朗読により、説明)
	事務局長	以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
議案 4 号	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 番 ～ 20 番までの件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
		(議案朗読により、説明)
	事務局長	以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 番 ～ 20 番までの件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、1 番 ～ 20 番までの件は、可と決定いたします。

議 事 の 経 過 (R6.2.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4 号	議長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、21 番の件を、議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、3 番の佐伯昌彦委員が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	7 番委員	これはハウス 1 棟込みの借賃という認識でよいか。
	事務局長	仰るとおりです。過去にも洞爺地区で同様のケースがあったと思われませんが、それと同類となります。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、21 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内、21 番の件は、可と決定いたします。 佐伯昌彦委員が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 6 年 第 2 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。
閉会		